

新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等に係る個人情報の提供等に関する取扱いについて、都道府県と市町村との連携を改めてお願ひするものです。

事務連絡
令和3年9月7日

各都道府県

新型コロナウイルス感染症対策担当部局 御中
個人情報保護・情報政策担当部局 御中

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室
総務省自治行政局行政課

新型コロナウイルス感染症対策に関する都道府県と市町村との連携（自宅療養者等に係る個人情報の提供等に関する取扱い）について（周知）

新型コロナウイルス感染症対策に関する都道府県と市町村との連携に関しては、「都道府県から市町村に対する新型コロナウイルス感染症に関する情報の提供について」（令和2年4月2日付内閣官房・総務省事務連絡）（別添1参照）において、都道府県から市町村に対する情報の提供について依頼するとともに、「新型コロナウイルス感染症対策に関する都道府県と市町村との連携について（周知）」（令和3年8月26日付内閣官房・総務省事務連絡）（別添2参照）において、都道府県と市町村が連携して自宅療養者等に対する生活支援を行っていただくよう周知したところです。

今般、総務省及び厚生労働省から「感染症法第44条の3第6項の規定による都道府県と市町村の連携について（自宅療養者等に係る個人情報の提供等に関する取扱いについて）」（令和3年9月6日付健感発0906第2号・總行行第297号）（別添3参照）のとおり、自宅療養者等に係る個人情報の提供等に関する取扱いに関する技術的助言が発出されましたので、改めて周知します。

各都道府県におかれましても、管下市町村と連携し、対応に遺漏なきようお取り計らいくださいますようお願いします。

（別添1）都道府県から市町村に対する新型コロナウイルス感染症に関する情報の提供について

（別添2）新型コロナウイルス感染症対策に関する都道府県と市町村との連携について（周知）

（別添3）感染症法第44条の3第6項の規定による都道府県と市町村の連携について（自宅療養者等に係る個人情報の提供等に関する取扱いについて）

別添1

事務連絡
令和2年4月2日

各都道府県

新型コロナウイルス感染症対策担当部局 御中
個人情報保護・情報政策担当部局 御中

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室
総務省地域力創造グループ地域情報政策室

都道府県から市町村に対する 新型コロナウイルス感染症に関する情報の提供について

新型コロナウイルス感染症対策については、令和2年3月26日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下、「法」という。）第15条に基づく政府対策本部が設置され、3月28日には法第18条に規定する「基本的対処方針」（令和2年3月28日決定）が定められたところです。

「基本的対処方針」では、地方公共団体の責務及び事務が規定されたところであり、これを踏まえ、都道府県から市町村に対する新型コロナウイルス感染症に関する情報の提供について、下記のとおり対応いただきますようお願いします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内市町村にもお知らせいただきますようお願いします。

記

新型コロナウイルス感染症対策における市町村を含む地方公共団体の責務及び事務については、法、法第6条第1項に規定する「政府行動計画」（平成29年9月12日変更）及び「基本的対処方針」において、別紙のとおり定められている。

特に、まん延防止策については、「基本的対処方針」三（3）において、「都道府県は学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有する」等としたところである。

こうしたことを踏まえ、地域の感染者等の状況の変化を十分に注視しつつ、都道府県から市町村への情報の提供のあり方について、改めて都道府県と市町村とで

十分に協議の上、市町村における事務の実施に必要な範囲内で適切に情報提供を行われたい。

なお、都道府県が保有する個人情報の市町村への提供については、以下に留意されたい。

- ・都道府県が保有する個人情報の取扱いに関しては、各都道府県の個人情報保護条例において規定されているところであるが、新型コロナウイルス感染症における個人情報の提供に係る判断に際しては、一般に、市町村が個人情報を利用する事務の範囲を特定して、プライバシーの保護と公衆衛生上の必要性を衡量して判断する必要がある。
- ・都道府県が市町村に個人情報を提供する場合、利用事務の範囲、市町村における情報の取扱いの方法等について都道府県と市町村とで十分な協議が行われるべきである。また、当該情報を取得する市町村においては、個人が特定され、誹謗中傷の対象とならないよう、慎重な取扱いが求められる。

(以上)

(別紙)

【新型インフルエンザ等対策特別措置法】

(国、地方公共団体等の責務)

第3条第4項 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、第18条第1項に規定する基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

6 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

(都道府県行動計画)

第7条第2項 都道府県行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

二ロ 新型インフルエンザ等に関する情報の市町村、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び住民への適切な方法による提供

(市町村行動計画)

第8条第1項 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとする。

2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

二イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供

【政府行動計画】

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、都道府県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

【基本的対処方針】

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) 情報提供・共有

⑧地方公共団体は、政府との緊密な情報連携により、様々な手段により住民に対して独自のメッセージや注意喚起を行う。

(3) まん延防止

- ③ 都道府県は、クラスターが発生しているおそれがある場合には、法第 24 条第 9 項に基づき、当該クラスターに関する施設の休業や催物（イベント）の自粛等の必要な対応を要請する。これに関連し、国及び地方公共団体間で緊密に情報共有を行う。
- ⑦ 政府及び地方公共団体は、クラスター対策を抜本強化するという観点から、保健所の体制強化に迅速に取り組む。これに関連し、都道府県は、管内の市町村と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 24 条に基づく総合調整を行う。（略）
- ⑨（略）都道府県は学校設置者に対し、健康管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有する。

別添2

新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等に対する生活支援について、都道府県と市町村が連携して行うよう、改めてお願ひするものです。

事務連絡
令和3年8月26日

各都道府県

新型コロナウイルス感染症対策担当部局 御中
個人情報保護・情報政策担当部局 御中

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室
総務省自治行政局行政課

新型コロナウイルス感染症対策に関する都道府県と市町村との連携について (周知)

新型コロナウイルス感染症対策に関する都道府県と市町村との連携に関しては、「都道府県から市町村に対する新型コロナウイルス感染症に関する情報の提供について」(令和2年4月2日付内閣官房・総務省事務連絡) (別添1参照)において、都道府県から市町村に対する情報の提供について依頼したところです。

今般、厚生労働省から「感染症法第44条の3第6項の規定による都道府県と市町村の連携について(周知)」(令和3年8月25日付厚生労働省事務連絡) (別添2参照)のとおり、都道府県と市町村が連携して自宅療養者等に対する生活支援を行うよう周知されましたので、改めてお知らせします。

各都道府県におかれましても、管下市町村と連携して自宅療養者等に対する生活支援を行うに当たり、対応に遺漏なきようお取り計らいくださいますようお願いします。

(別添1) 都道府県から市町村に対する新型コロナウイルス感染症に関する情報の提供について

(別添2) 感染症法第44条の3第6項の規定による都道府県と市町村の連携について(周知)

別添1

事務連絡
令和2年4月2日

各都道府県

新型コロナウイルス感染症対策担当部局 御中
個人情報保護・情報政策担当部局 御中

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室
総務省地域力創造グループ地域情報政策室

都道府県から市町村に対する 新型コロナウイルス感染症に関する情報の提供について

新型コロナウイルス感染症対策については、令和2年3月26日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下、「法」という。）第15条に基づく政府対策本部が設置され、3月28日には法第18条に規定する「基本的対処方針」（令和2年3月28日決定）が定められたところです。

「基本的対処方針」では、地方公共団体の責務及び事務が規定されたところであり、これを踏まえ、都道府県から市町村に対する新型コロナウイルス感染症に関する情報の提供について、下記のとおり対応いただきますようお願いします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内市町村にもお知らせいただきますようお願いします。

記

新型コロナウイルス感染症対策における市町村を含む地方公共団体の責務及び事務については、法、法第6条第1項に規定する「政府行動計画」（平成29年9月12日変更）及び「基本的対処方針」において、別紙のとおり定められている。

特に、まん延防止策については、「基本的対処方針」三（3）において、「都道府県は学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有する」等としたところである。

こうしたことを踏まえ、地域の感染者等の状況の変化を十分に注視しつつ、都道府県から市町村への情報の提供のあり方について、改めて都道府県と市町村とで

十分に協議の上、市町村における事務の実施に必要な範囲内で適切に情報提供を行われたい。

なお、都道府県が保有する個人情報の市町村への提供については、以下に留意されたい。

- ・都道府県が保有する個人情報の取扱いに関しては、各都道府県の個人情報保護条例において規定されているところであるが、新型コロナウイルス感染症における個人情報の提供に係る判断に際しては、一般に、市町村が個人情報を利用する事務の範囲を特定して、プライバシーの保護と公衆衛生上の必要性を衡量して判断する必要がある。
- ・都道府県が市町村に個人情報を提供する場合、利用事務の範囲、市町村における情報の取扱いの方法等について都道府県と市町村とで十分な協議が行われるべきである。また、当該情報を取得する市町村においては、個人が特定され、誹謗中傷の対象とならないよう、慎重な取扱いが求められる。

(以上)

(別紙)

【新型インフルエンザ等対策特別措置法】

(国、地方公共団体等の責務)

第3条第4項 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、第18条第1項に規定する基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

6 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

(都道府県行動計画)

第7条第2項 都道府県行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

二ロ 新型インフルエンザ等に関する情報の市町村、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び住民への適切な方法による提供

(市町村行動計画)

第8条第1項 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとする。

2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

二イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供

【政府行動計画】

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、都道府県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

【基本的対処方針】

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) 情報提供・共有

⑧地方公共団体は、政府との緊密な情報連携により、様々な手段により住民に対して独自のメッセージや注意喚起を行う。

(3) まん延防止

- ③ 都道府県は、クラスターが発生しているおそれがある場合には、法第 24 条第 9 項に基づき、当該クラスターに関する施設の休業や催物（イベント）の自粛等の必要な対応を要請する。これに関連し、国及び地方公共団体間で緊密に情報共有を行う。
- ⑦ 政府及び地方公共団体は、クラスター対策を抜本強化するという観点から、保健所の体制強化に迅速に取り組む。これに関連し、都道府県は、管内の市町村と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 24 条に基づく総合調整を行う。（略）
- ⑨（略）都道府県は学校設置者に対し、健康管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有する。

別添2

事務連絡
令和3年8月25日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

感染症法第44条の3第6項の規定による都道府県と市町村の連携について（周知）

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第44条の3第6項の規定（以下「連携規定」という。）により、都道府県が自宅療養者等に対する食事の提供などの生活支援を行うに当たっては、必要に応じて市町村と連携するよう努めなければならないこととされたところ、既に一部の自治体では、当該規定に基づき、都道府県が個々の自宅療養者等に関する情報を市町村に提供し、両者が連携して生活支援事業を行っております。

感染症法における感染症対策の実施主体は、都道府県及び保健所設置市とされていますが、自宅療養者の生活支援などの住民サービスについては、住民に身近な立場である市町村の協力も重要であるため、連携規定に基づき、都道府県と市町村が連携して自宅療養者等に対する生活支援を行うようお願いいたします。

以上

別添3

健感発 0906 第 2 号
総行行 第 297 号
令和 3 年 9 月 6 日

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right\}$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
総務省自治行政局行政課長
(公印省略)

感染症法第 44 条の 3 第 6 項の規定による都道府県と市町村の連携について (自宅療養者等に係る個人情報の提供等に関する取扱いについて)

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

都道府県と市町村が連携して行う自宅療養者等に対する生活支援については、令和 3 年 8 月 25 日付新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「感染症法第 44 条の 3 第 6 項の規定による都道府県と市町村の連携について（周知）」によりお示ししたところです。

これについては、新型コロナウイルス感染症による自宅療養者等の増加とともにその重要性が増していることから改めて下記のとおり周知いたしますので、関係部署におかれでは、ご留意いただきますようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

記

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 5 号）による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 44 条の 3 第 6 項の規定（以下「連携規定」という。）により、都道府県が自宅療養者等に対する食事の提供などの生活支援を行うに当たっては、必要に応じて市町村と連携するよう努めなければならないこととされたところです。

感染症法における感染症対策の実施主体は、都道府県及び保健所設置市とさ

れていますが、自宅療養者の生活支援などの住民サービスについては、住民に身近な行政を担う市町村の協力も重要であるため、連携規定に基づき、都道府県と市町村が連携して自宅療養者等に対する生活支援を行うようお願いいたします。

その際の都道府県から市町村への自宅療養者等の個人情報の提供については、各都道府県がそれぞれの個人情報保護条例に照らしてその可否を判断することとなります。連携規定に基づき市町村が自宅療養者等の食料品、生活必需品等の提供などの生活支援を行うために必要な市町村への個人情報の提供は、一般的には、人の生命又は身体の保護のため、緊急の必要があるときの個人情報の提供と考えられることから、それを踏まえて個人情報保護条例に定める個人情報の利用及び提供制限の例外規定の適用の検討をお願いいたします。

また、既に連携規定に基づき生活支援を実施している例もあり、別紙のとおりその事例を記しましたので、別紙事例も参考にしつつ、市町村と連携していくようお願いいたします。

神奈川県における市町村と連携した自宅療養者への生活支援事業の例

- 神奈川県では、市町村に自宅療養者に関する個人情報を提供し、市町村において自宅療養者の生活支援事業を実施している。
- これに当たって、神奈川県は市町村が新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養に関する都道府県と市町村の連携事業に関して覚書を締結。
- 覚書には、
 - ・ 連携事業として、市町村が次に掲げる事業を実施し、都道府県が当該事業の実施に必要な情報を提供することによって行うこと
 - (1) 自宅療養者の食料品、生活必需品等の購入代行
 - (2) 自宅療養者への食事の提供
 - (3) 自宅療養者の居宅において発生した廃棄物の排出の代行等
 - ・ 都道府県は上記の連携事業を実施するにあたり、次に掲げる個人情報を市町村に提供すること
 - (1) 自宅療養者の氏名
 - (2) 自宅療養者の住所及び連絡先
 - (3) 自宅療養者に外出しないことを求めた期間
 - ・ 個人情報の取扱いにあっては、関係法令及び条例の規定を遵守し、自宅療養者の権利利益を最大限尊重しなければならないこと等を記載。